

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年4月14日
【届出者の氏名又は名称】	ASNFホールディングス合同会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
【電話番号】	092-832-2011
【事務連絡者氏名】	福岡県飯塚市芳雄町7番18号 株式会社麻生 執行役員経理財務本部長 浦川 浩一
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ASNFホールディングス合同会社 (東京都千代田区丸の内三丁目2番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ASNFホールディングス合同会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ヨータイをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社ヨータイ

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、2023年9月28日に、株式会社麻生(以下「麻生」といい、公開買付者と総称して「公開買付者ら」といいます。)の出資(出資比率100%)により設立された合同会社です。公開買付者らは、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を所有しておりません。

今般、公開買付者は、対象者から要請を受け、対象者の第二位株主かつ主要株主であるUGSアセットマネジメント株式会社(所有株式数：1,751,200株、所有割合(注)：9.50%、以下「UGSアセットマネジメント」といいます。)が所有する対象者株式の全て、対象者の第三位株主である株式会社キャピタルギャラリー(所有株式数：1,408,700株、所有割合：7.64%、以下「キャピタルギャラリー」といいます。)が所有する対象者株式の全て、及び対象者の第四位株主である有限会社キャピタル・マネジメント(所有株式数：962,200株、所有割合：5.22%、以下「キャピタル・マネジメント」といい、UGSアセットマネジメント、キャピタルギャラリー及びキャピタル・マネジメントを総称して「本応募合意株主」といいます。)が所有する対象者株式の全て(合計所有株式数：4,122,100株、合計所有割合：22.37%。以下「本応募合意株式」といいます。)並びに対象者の筆頭株主かつ主要株主である住友大阪セメント株式会社(所有株式数：3,230,709株、所有割合：17.53%、以下「住友大阪セメント」といいます。)が所有する対象者株式の一部(以下「住友大阪セメント応募株式」といい、住友大阪セメント応募株式の具体的な株式数についての考え方は以下に記載のとおりです。)を取得し、かつ対象者の筆頭株主かつ大株主となることを主たる目的として、対象者株式を対象にした本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けにおいては、本応募合意株式の取得を主たる目的としていることから、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(1) 買付け等の期間」に記載のとおり、買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、法令に定められた最短期間である20営業日に設定しております。

(注) 「所有割合」とは、対象者から2025年4月8日に報告を受けた2025年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(19,594,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(1,164,425株)を控除した株式数(18,429,575株)に対する割合(小数点以下第三位四捨五入)をいいます。以下同じです。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年4月11日付で、本応募合意株主との間で、それぞれ公開買付応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結し、本応募合意株式について本応募合意株主が本公開買付けに応募する旨を合意しております。本応募契約の内容については、下記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

また、麻生は、2025年3月25日、対象者を通じて住友大阪セメントに対して、住友大阪セメント応募株式について本公開買付けに応募する旨を要請し、2025年3月28日、住友大阪セメントから当該要請を受諾する旨の回答を得ております。なお、住友大阪セメント応募株式の具体的な株式数についての考え方は下記のとおりです。

- () 公開買付期間の末日の12時時点の本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数(以下「基準応募株式数」といいます。)が本公開買付けにおける買付予定数の下限である6,143,192株(所有割合：33.33%)未満の場合、住友大阪セメント応募株式の数は、6,143,192株から基準応募株式数を控除した株式数とします。
- () 基準応募株式数が6,143,192株(所有割合：33.33%)以上の場合、住友大阪セメント応募株式の数は、ゼロとします。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、上記のとおり対象者の筆頭株主かつ大株主として短期的な業績の変化に左右されない企業価値の向上に賛同する安定株主として支援ができるよう、少なくとも対象者の総議決権の3分の1を超える議決権を取得することを企図していることから、買付予定数の下限を6,143,192株(所有割合:33.33%)としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方で、公開買付者は、対象者の総議決権の3分の1を超える議決権を取得することで、株主総会において、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に定める特別決議事項に関して拒否権を行使しうる割合を所有することとなり、安定株主として支援が十分可能であると考えられるものの、本公開買付けによる売却を希望する本応募合意株主以外の対象者の株主の皆様にも対象者株式の売却の機会を提供すること、また、対象者の自己株式が第三者に割り当てられた場合であっても、対象者の総議決権の3分の1の確保が可能であるという観点から、発行済株式総数の3分の1である6,531,334株(所有割合:35.44%)を買付予定数の上限としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限(6,531,334株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、本公開買付けに係る決済の開始日の1営業日前(同日を含みます。)までに、公開買付者の完全親会社である麻生からの借入れにより本公開買付けの決済資金及び付随費用等を調達する予定です。

なお、対象者が2025年4月11日に公表した「ASN Fホールディングス合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2025年4月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であり、対象者の株主の皆様が本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることに十分な合理性が認められるため、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の妥当性については対象者としての意見を留保し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者取締役会決議の詳細は、対象者プレスリリース及び下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員である取締役を含む。)による承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの背景等

麻生グループ(麻生、公開買付者を含む連結子会社90社及び持分法適用会社22社(2024年9月30日時点)から構成される企業グループをいいます。以下同じです。)は、明治5年(1872年)に創業者である麻生太吉が目尾御用炭山を採掘、石炭産業に着手したことにより、麻生商店を先駆けとして創業し、戦前は石炭事業を主たる事業とすると同時に、大正7年(1918年)に麻生商店の職員また地域の住民への医療の拡充を地域に代り担う目的をもって飯塚病院を開設しております。昭和8年(1933年)には国内の産炭事業が国際的な価格競争力を失う中で、福岡県田川地区でセメント事業を開始し、昭和14年(1939年)には飯塚で現在の専門学校事業に繋がる、麻生塾を設立いたしました。このように、時代とともにさまざまな分野に事業領域を拡大してまいりました。本書提出日現在、麻生グループは、各種セメント及び生コンクリート等の製造販売を手掛けるセメント事業、病院経営に関するコンサルティング及び診療材料等の共同販売等を手掛ける医療関連事業、情報処理業及びソフトウェア開発等を手掛ける情報・ソフト事業、建設業及び土木業等を手掛ける建設土木事業等を中心とした幅広い分野に事業を展開しております。なお、公開買付者は2023年9月28日に、麻生の出資(出資比率100%)により設立されました。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、昭和11年(1936年)に耐火煉瓦製造を主たる目的として大阪窯業耐火煉瓦株式会社として設立されたとのことです。また、対象者の発行する株式は、昭和24年(1949年)に株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)に上場したとのことです。その後、平成25年(2013年)の東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場の統合に伴い、東京証券取引所市場第1部に上場し、さらに令和4年(2022年)4月の東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、現在は東京証券取引所プライム市場に上場しているとのことです。なお、対象者は、昭和62年(1987年)に商号を株式会社ヨータイと変更するとともに平成5年(1993年)には大阪窯業株式会社を吸収合併し、現在に至っているとのことです。本書提出日現在において、対象者のグループは対象者及びその連結子会社1社により構成され(以下、対象者及び連結子会社を総称して「対象者グループ」といいます。)ており、鉄鋼用、非鉄金属用、セメント用、ガラス用、その他窯業用及び環境装置関係炉用を主とした耐火物等の製造販売及び耐火物納入先の需要に応じた築炉工事(エンジニアリング)を主な事業として取り組んでいるとのことです。

対象者グループの主たる製品である耐火れんがを中心とした耐火物は、鉄鋼製造、非鉄金属製造、セメント製造、ガラス製造等の高温処理過程を有する製造過程において、金属等で構成される製造設備を高温から防護するための素材として使用されているとのことです。これらの工業製品は、日本経済の成熟に伴って国内における需要の減少や海外への製造拠点の移転等により国内生産が減少しており、対象者においては他の耐火物メーカーと比較して国内生産の比率が高いことから、近年においては必ずしも良好な事業環境にあるわけではないと考えているとのことです。しかしながら、対象者としては、耐火物の主要な販売先の業界におけるカーボンニュートラルに向けた取組みの一環として、設備の新規購入や更新が促進されていること、製造拠点の国内回帰の動きがあることから、これらの製造設備に不可欠な部材である耐火物の国内需要が維持されることで、国内生産・販売の比率が高い対象者グループの耐火物市場におけるシェア維持又は向上が見込まれると考えているとのことです。このように対象者グループが継続的に事業を拡大し、企業価値を向上させていくためには、上記のとおり、市場環境が近年悪化しつつある一方で、カーボンニュートラルに向けた新規設備の購入・更新の動きや製造拠点の国内回帰により新たな需要が見込まれる事業環境にあるため、継続的な経営基盤の強化により、対象者の競争力を維持し、新たな需要に柔軟に対応することが必要になると考えているとのことです。対象者は、2030年ビジョンとして掲げる「国内・アジアの耐火物業界で存在感ある企業」を実現するために、継続的なヒト・モノ・情報への投資や、新たな収益源の育成などに取り組んでいるとのことです。しかしながら、そのような取組みは、投資が先行することによるキャッシュ・フローの短期的な悪化や減価償却費の増加により利益が短期的に悪化する可能性もあり、これにより対象者の短期的な経営成績には必ずしも寄与しない可能性も高いと考えているとのことです。そのような中、2024年夏ごろより、対象者は、中長期的な対象者株式の所有を通じて、短期的な業績の変化に左右されない中長期的な企業価値の向上を目指す経営方針に賛同いただける安定株主としてのパートナーを迎えることで、中長期的な視点による企業価値向上を目指すことができると考え、2024年10月上旬に、対象者の主幹事証券会社である野村証券株式会社(以下「野村証券」といいます。)を対象者、公開買付者、住友大阪セメント及び本応募合意株主のいずれからも独立したファイナンシャル・アドバイザーとして起用し、2024年10月上旬に野村証券に対して対象者の意向に合致するパートナーの紹介を依頼したとのことです。野村証券は、これまで多くの上場企業、非上場企業へのマイノリティ投資を通じ、中長期的な視点に基づく安定株主として投資先を支援してきた麻生を候補として挙げ、対象者は野村証券との対話を通じ、麻生が対象者の意向に合致する安定株主としてのパートナーとなる可能性が高いと考え、2024年10月上旬に野村証券に対して麻生の紹介を依頼したとのことです。なお、本公開買付けに係る野村証券に対する報酬には、本公開買付けの成立を条件に支払われる成功報酬が含まれております。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本公開買付けが不成立となった場合に対象者に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの成立を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により野村証券を対象者のファイナンシャル・アドバイザーとして選任しているとのことです。

上記のとおり、対象者が中長期的な対象者株式の所有を通じて、短期的な業績の変化に左右されない企業価値の向上に賛同する安定株主としてのパートナーを模索していた中で、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から対象者を紹介されたことがきっかけとなり、麻生は2024年10月下旬に対象者と初回面談を行いました。当該面談において麻生は、対象者から面談に至った経緯の説明を受けるとともに、対象者に対して、麻生の基本的な投資方針が長期保有であり、麻生の資金を投資するにあたって、配当収入が益金として算入されるかどうかで、取得する価格や投資可否の判断そのものに影響することの説明を行うとともに、法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。)に定める関連法人株式等に該当することで税務メリットが高まることから、対象者株式の取得を検討する場合には、対象者の総議決権の3分の1超を取得し、対象者株式が関連法人株式等に該当することを前提とする旨を説明し、対象者との間で本公開買付けに関する初期的な協議を開始いたしました。同年12月下旬に、麻生は対象者と再度面談を行い、対象者から麻生による対象者株式の取得について要請を受け、対象者との間で本公開買付けにて3分の1を超える議決権の取得を前提として両社の協議を進めていく旨、及び対象者の現在の経営体制や事業運営方針について議論を行いました。その後、2025年2月中旬に、麻生と対象者は改めて面談を行い、対象者が2024年12月下旬に住友大阪セメント及び2025年1月下旬に本応募合意株主とそれぞれ話し、住友大阪セメント及び本応募合意株主による売却意向がある旨の共有を受けました。麻生は、本公開買付けの具体的な協議・検討を開始することを踏まえ、同年2月下旬に、麻生及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を、ファイナンシャル・アドバイザーとしてS M B C日興証券株式会社を選任いたしました。

その後、麻生は、2025年3月21日及び同年3月26日、対象者との間で取得する対象者株式の数、本公開買付けのスケジュール及び今後の両社の関係性等に関して協議を行いました。その結果、対象者の要請も踏まえ、対象者の筆頭株主かつ大株主として短期的な業績の変化に左右されない企業価値の向上に賛同する安定株主として支援が可能となるように、少なくとも対象者の総議決権の3分の1を超える議決権を取得することが肝要であるとの考えに至りました。

また、麻生は、麻生グループの有する営業基盤やネットワーク及びその他幅広い分野での事業基盤等のリソースを活用することによる事業支援やビジネス機会の創出が可能になること、対象者は嘗口窯耐進出口有限公司を2023年6月に完全子会社として設立しているところ、対象者が海外に向けて事業を拡大する際には麻生グループが有する国外の有力な企業グループとのコネクションを活用した支援が可能であり、今後新たな地域への海外進出においても支援が可能であることから、対象者の企業価値向上に資すると考えました。また、麻生グループとしてもセメント事業において対象者からの技術的な知見の提供を受けられることに加え、耐火物の安定的な供給を確保することが可能となるため、麻生グループにとっても、セメント事業の更なる強化を通じた企業価値向上にも資する可能性があるかと判断いたしました。これらの支援及び協業について、本公開買付け後に麻生グループと対象者にて協議を進めていく想定ですが、少なくとも短期的な業績の変化に左右されない中長期的な企業価値の向上を目指す体制の構築に協力することで、対象者の企業価値向上に貢献することができると考えております。

さらに、対象者は、鉄鋼、セメント、環境装置、非鉄金属、ガラス、電子部品等、産業や生活の基盤となる様々な基幹産業へ耐火物を供給することで、社会の発展を支えてきたとのことです。一方、麻生グループは、医療や教育の事業において人々の生活を支え、同時に、建築・土木関連の事業ではセメントやコンクリート二次製品を通じて、生活に必要な社会インフラの整備を支えてきました。それらは全て、産業や生活の基盤となる施設及び仕組みを充実させることが麻生グループの社会的な役割と考えると、事業展開を行ってきた結果です。麻生は、対象者の事業が社会インフラを支えるものであり、麻生グループのこれまで歩んできた歴史との親和性が高く、両社の企業文化にも共通点が多くあると考えられることから、長期的にも両社で良好な関係を構築できると考えております。

そこで、麻生は、対象者株式の取得について検討を進める中で、対象者株式のPBR 1倍が1,751円であったことを踏まえて、2025年3月10日、キャピタルギャラリーと面談を行い、本公開買付価格を1,751円(提案実施日の前営業日である同月7日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,709円に対して2.46%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。))のプレミアムを加えた金額となります。)として対象者株式の売却を打診したところ、同日にキャピタルギャラリーから本公開買付価格を1,900円(提案実施日の前営業日である同月7日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,709円に対して11.18%)とする旨の提案があったことから、同日に改めて1,900円から2025年3月期における中間配当の45円及び期末配当予想の45円の合計90円を控除した額である1,810円(提案実施日の前営業日である同月7日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,709円に対して5.91%)を本公開買付価格とする旨を提案したところ、キャピタルギャラリーから本公開買付けへ応募する旨の回答を得ました。また、麻生は、2025年3月12日、UGSアセットマネジメントに対しても同様に、本公開買付価格を1,810円(提案実施日の前営業日である同月11日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,709円に対して5.91%のプレミアムを加えた金額となります。)として対象者株式の売却を打診したところ、2025年3月14日、UGSアセットマネジメントから本公開買付けへ応募する旨の回答を得ました。また、キャピタル・マネジメントに対しては、キャピタルギャラリーから、打診していただいたところ、2025年4月1日にキャピタル・マネジメントとしても応諾可能な旨の回答を得ております。なお、キャピタルギャラリーが2024年7月23日付で関東財務局長に提出した大量保有報告書の変更報告書によれば、キャピタルギャラリー及びキャピタル・マネジメントは共同保有者に該当するとともに、議決権の共同行使について合意しているとのことです。また、本応募合意株主は、応募株券等の総数が買付予定数の上限を超え、あん分比例となった場合には、本公開買付けにおいて、所有する対象者株式の一部を売却できないこととなります。本公開買付けにおいて売却できなかった対象者株式の取扱いに関して、公開買付者は、本応募合意株主との間で合意している事項はなく、本公開買付けによって売却できなかった場合に引き続き所有することになる対象者株式の本応募合意株主における所有方針については把握しておりません。

これらの協議を経て、公開買付者は、2025年4月11日付で、本応募合意株主との間で、それぞれ本応募契約を締結いたしました。

また、麻生は、2025年3月25日、対象者を通じて住友大阪セメントに対して、所有する対象者株式の一部について本公開買付けに応募する旨を要請したところ、2025年3月28日、当該要請を受諾する旨の回答を得ております。住友大阪セメント応募株式の具体的な株式数についての考え方は上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおりです。なお、麻生は、本公開買付価格について、本応募合意株主との協議・交渉の結果及び対象者を通じて住友大阪セメントとのやり取りを踏まえて決定していることから、対象者との協議を行っておりません。

以上の協議・交渉を経て、公開買付者は、2025年4月11日、本公開買付けの実施を決定いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者は、上記「本公開買付けの背景等」に記載のとおり、2024年10月上旬に対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から麻生を紹介されて以降、野村證券を交えて複数回にわたり麻生との間で面談を実施したとのことです。具体的には、2024年10月下旬に初回の面談を行い、両社からそれぞれ自社の紹介を行うとともに、対象者からは面談に至った経緯の説明が行われ、麻生から麻生グループが対象者株式の取得を検討する場合には、対象者の総議決権の3分の1超の議決権の取得が前提となる旨の説明が行われたとのことです。また、2024年12月下旬に2回目の面談を行い、初回の面談で麻生より説明が行われた麻生グループによる対象者の総議決権の3分の1超の議決権の取得について、対象者として麻生グループによる対象者の総議決権の3分の1超の議決権の取得を前提として両社の協議を進めていく旨の回答を行うとともに、麻生により対象者の総議決権の3分の1超の議決権の取得がなされた場合でも、原則的に対象者の現在の経営体制や事業運営方針は尊重されることについて確認が行われたとのことです。2025年2月中旬には3回目の面談が行われ、対象者が2024年12月下旬に対象者の筆頭株主かつ主要株主である住友大阪セメント及び2025年1月下旬に本応募合意株主とそれぞれ話し、住友大阪セメント及び本応募合意株主による売却意向がある旨の共有を行ったとのことです。

対象者は、これらの複数回の面談を通じ、麻生グループにおける上場株式投資における経営体制や事業運営方針の尊重といった投資方針について確認を行い、麻生グループが対象者の総議決権の3分の1超を取得した場合においても、原則的に対象者の現在の経営体制や事業運営方針は尊重されることから、対象者が、中長期的な対象者株式の保有を通じて、短期的な業績の変化に左右されない中長期的な企業価値の向上を目指す経営方針に賛同いただける安定株主としてのパートナーを求めている中で、公開買付者がかかるパートナーとして適切であり、本公開買付けにより公開買付者が対象者の総議決権の3分の1超の議決権を取得することで、対象者の企業価値の向上を通じて、本公開買付けは対象者の株主の皆様にとっても利益となる取引であると考えに至ったとのことです。また、対象者は、麻生グループには耐火物を使用して製品の製造を行っている麻生セメント株式会社(以下「麻生セメント」といいます。)が存在し、麻生セメントの従事するセメント事業は麻生グループの主要な事業の一つであることから、上場株式に対して純投資を行う投資家とは異なり、麻生グループは、麻生グループの事業を通じた対象者の事業環境に対する理解があること、対象者は第二次中期経営計画において海外売上比率の向上を目標として掲げているところ、対象者が海外に向けて事業を拡大する際には麻生グループが有する国外の有力な企業グループとのコネクションを活用した支援を受けることが可能であること等から、今後、対象者と麻生グループの関係が深化することによる潜在的なシナジーについても期待できると考えているとのことです。一方、公開買付者が対象者株式を所有することによるディスシナジーは想定していないとのことです。

なお、対象者は、麻生との面談を契機として、対象者、公開買付者、住友大阪セメント及び本応募合意株主のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、2025年1月中旬に弁護士法人 第一法律事務所(以下「第一法律事務所」といいます。)を選任したとのことです。報酬体系を含め、詳細は下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「 対象者における独立した法律事務所からの助言」をご参照ください。

以上のとおり、対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者が対象者の総議決権の3分の1を超える議決権を有する主要株主である筆頭株主及びその他関係会社となることで、対象者の企業価値向上に資すると判断し、2025年4月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。

もっとも、本公開買付価格の妥当性に関しては、本公開買付価格は、公開買付者と本応募合意株主との間の協議・交渉の結果及び対象者を通じた住友大阪セメントとのやり取りを踏まえて決定されたものであることから、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者が独自に検証を行っていないこと、及び公開買付者が本公開買付けにおいて対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される方針であるため、対象者の株主の皆様としては、本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者は、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを、2025年4月11日開催の対象者取締役会において併せて決議したとのことです。そのため、対象者は、本公開買付価格の妥当性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

対象者の意思決定の過程に係る詳細については、下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員である取締役を含む。)による承認」をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

麻生グループは本公開買付け後も、対象者の現在の経営体制や事業運営方針を尊重する予定です。麻生グループとして、事業、顧客、株主のバランスを取りながら、麻生グループ及び対象者との間の連携を強化し、協働関係の深化による両社の中長期的な成長を重視して、企業価値の最大化を図ってまいります。麻生グループとしては、現時点では、上記「 本公開買付けの背景等」に記載の支援及び協業について、具体的な施策を決定しているものではないですが、本公開買付け後に対象者と協議を進めていく予定です。なお、麻生グループから対象者への役員派遣又は対象者の既存の役員の解任については、麻生グループとして現時点で具体的に想定している事項はありませんが、本公開買付け後に対象者とも協議の上で検討していく予定です。

また、本公開買付けにより本応募合意株主との間の資本関係が解消されることとなりますが、対象者によれば、これまで本応募合意株主との間で経営方針に関する合意や契約関係はなく、本応募合意株主からの役員の派遣もないとのことです。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本応募契約(UGSアセットマネジメント)

公開買付者は、2025年4月11日付で、UGSアセットマネジメントとの間で、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けが撤回されていないことを条件として、UGSアセットマネジメントがサンシャインD号投資事業組合、サンシャインE号投資事業組合及びサンシャインG号投資事業組合(以下、総称して「本投資事業組合」といいます。)の業務執行組合員として所有する対象者株式1,751,200株(所有割合:9.50%)の全てについて本公開買付けへ応募することについて合意しております。但し、公開買付期間において、東京証券取引所プライム市場における対象者株式1株の市場株価が1,865円(本公開買付けの開始後に本公開買付価格が変更された場合は、当該時点で有効な本公開買付価格の103.05%に相当する株価)を超えた場合には、1,865円(本公開買付けの開始後に本公開買付価格が変更された場合は、当該時点で有効な本公開買付価格の103.05%に相当する株価)を超える価格で東京証券取引所プライム市場において所有する対象者株式の全部又は一部を売却することができるものと合意しております(但し、この場合であっても、売却しなかったUGSアセットマネジメントが本投資事業組合の業務執行組合員として所有する対象者株式については、UGSアセットマネジメントは引き続き本公開買付けに応募する義務を負うものとしております。)。なお、その他、UGSアセットマネジメントの本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項はありません。

本応募契約(UGSアセットマネジメント)において、UGSアセットマネジメントによる応募の前提条件として、本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、公開買付者において本応募契約(UGSアセットマネジメント)に規定する義務への重大な違反がないこと、本応募契約(UGSアセットマネジメント)に定める公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であることを規定しております(但し、本応募契約(UGSアセットマネジメント)において、UGSアセットマネジメントは、自らの裁量で、これらの前提条件を放棄して、上記の応募を履行することができることも規定されています。)。その他、本応募契約(UGSアセットマネジメント)において、以下の内容を合意しております。

- () 公開買付者による本公開買付けの開始の前提条件として、対象者の取締役会により、本公開買付けに賛同する旨の意見表明に係る決議がなされ、これが法令に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が撤回されていないこと、本公開買付け又はUGSアセットマネジメントによる応募を制限又は禁止する司法・行政機関等(国内外の裁判所、仲裁人、仲裁機関、監督官庁その他の司法機関・行政機関及び自主規制機関を総称する。以下同じ。)の判断等(判決、決定、命令、裁判上の和解、免許、許可、認可、通達、行政指導その他の判断を総称する。以下同じ。)がなされていないこと、UGSアセットマネジメントにつき本応募契約(UGSアセットマネジメント)に規定する義務への重大な違反がないこと、本応募契約(UGSアセットマネジメント)に定めるUGSアセットマネジメントの表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること、対象者に関して、法第166条第2項に定める業務等に関する重要事実(但し、同条第4項に従い公表されているものを除く。)及び法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実(但し、本公開買付け及び同条第2項に従い公表されているものを除く。)がいずれも存在しないこと、本公開買付けの撤回事由が発生していないこと、公開買付者とキャピタル・マネジメント及びキャピタルギャラリーそれぞれとの間で本公開買付けへの応募に係る契約が締結され、有効に存続しており、その所有する対象者株式の全てが本公開買付けに応募されることが公開買付者において合理的に見込まれていることが定められています(但し、公開買付者は、自らの裁量で、これらの前提条件を放棄して、本公開買付けを開始することができるかとされています。)
- () UGSアセットマネジメントは、本応募契約(UGSアセットマネジメント)において別途明示的に規定されている、公開買付期間において、東京証券取引所プライム市場における対象者株式1株の市場株価が1,865円(本公開買付けの開始後に本公開買付価格が変更された場合は、当該時点で有効な本公開買付価格の103.05%に相当する株価)を超えた場合を除き、UGSアセットマネジメントが所有する対象者株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。)を行わないものとし、また、対象者株式又は対象者株式に係る権利の取得を行わないものとされています。

- () UGSアセットマネジメントは、直接又は間接に、本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある契約その他の合意を行い、かかる合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘若しくは情報提供を、第三者と、又は、第三者に対して行ってはならないとされています。UGSアセットマネジメントは、UGSアセットマネジメントによる積極的な誘因によらずに第三者からUGSアセットマネジメントに対してかかる申込み、申込みの誘引、協議、交渉、勧誘又は情報提供(以下「第三者情報提供等」といいます。)がなされたときは、UGSアセットマネジメントが、当該第三者から第三者情報提供等を受領することは妨げられないこととされています。
- () UGSアセットマネジメントは、第三者から第三者情報提供等を受けた場合には、公開買付者に対し、第三者情報提供等を受けた事実を直ちに通知することとされています。この場合において、UGSアセットマネジメントは、法令等に反しない範囲において、当該第三者情報提供等に対する方針について公開買付者と誠実に協議するものとされています。
- () UGSアセットマネジメントは、本応募契約(UGSアセットマネジメント)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないこととされています。
- () UGSアセットマネジメントは、本応募契約(UGSアセットマネジメント)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、 剰余金の配当その他の処分に関する議案、 募集株式の発行又は自己株式の処分に関する議案、 組織再編に関する議案、 重要な財産の処分に関する議案、 株主提案に係る議案、及び 可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。
- () 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、UGSアセットマネジメントは、対象者株式(本公開買付けにおいて売却されたもの)に限ります。)に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとし、かかる権利行使に公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置(もしあれば)を執るものとされています。
- () UGSアセットマネジメント及び公開買付者は、本応募契約(UGSアセットマネジメント)締結日以降、()自らの表明及び保証が虚偽若しくは不正確となるおそれがある事由を認識した場合、()自らの本契約上の義務違反を認識した場合、又は、()前提条件の全部若しくは一部が充足しないことが見込まれる事実を認識した場合には、法令等に反しない範囲において、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとされています。
- () UGSアセットマネジメントの公開買付者に対する表明保証事項として、 設立及び存続の有効性並びに必要な権利能力及び行為能力を有していること、 UGSアセットマネジメントによる本応募契約(UGSアセットマネジメント)の適法かつ有効な締結及び履行、 強制執行可能性、 許認可等を適法かつ有効に取得又は履践していること、 UGSアセットマネジメントによる本応募契約(UGSアセットマネジメント)の締結及び履行が法令等、定款その他の社内規則、司法・行政機関等の判断等に違反しないこと、 UGSアセットマネジメントに対する倒産手続等は開始されておらず、その原因事実も不存在であること、 UGSアセットマネジメントは反社会的勢力ではないこと、 UGSアセットマネジメントは、法第166条第1項柱書に規定される重要事実又は法第167条第1項柱書に規定される公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実(本公開買付けに関する事実を除く。)であって、かつ、未公表のものを認識していないこと、
- UGSアセットマネジメントは、対象者株式を本投資事業組合の業務執行組合員として適法かつ有効に所有し、同株式に担保権その他一切の負担又は制約は設定されておらず、同株式の帰属に関連して訴訟等を受けていないことが定められています。

- () 公開買付者のUGSアセットマネジメントに対する表明保証事項として、 設立及び存続の有効性並びに必要な権利能力及び行為能力を有していること、 公開買付者による本応募契約(UGSアセットマネジメント)の適法かつ有効な締結及び履行、 強制執行可能性、 許認可等を適法かつ有効に取得又は履践していること、 公開買付者による本応募契約(UGSアセットマネジメント)の締結及び履行が法令等、 定款その他の社内規則、 司法・行政機関等の判断等に違反しないこと、 公開買付者に対する倒産手続等は開始されておらず、 その原因事実も不存在であること、 公開買付者は反社会的勢力ではないことが定められています。
- () UGSアセットマネジメントにおいて本応募契約(UGSアセットマネジメント)に基づく義務の重大な違反があった場合、 UGSアセットマネジメントにおいて表明保証の重大な違反があった場合又は 公開買付者が、 法令に従い本公開買付けを撤回した場合のいずれかに該当する事由が生じた場合には、 公開買付者は、 UGSアセットマネジメントに対する書面による通知により、 本契約を直ちに解除することができるものとされています。 また、 公開買付者において本応募契約(UGSアセットマネジメント)に基づく義務の重大な違反があった場合、 公開買付者において表明保証の重大な違反があった場合又は 公開買付者が、 法令に従い本公開買付けを撤回した場合又は本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合のいずれかに該当する事由が生じた場合には、 UGSアセットマネジメントは、 公開買付者に対する書面による通知により、 本契約を直ちに解除することができるものとされています。 なお、 上記規定にかかわらず、 公開買付期間の満了日の翌日以降は、 いずれの当事者も本応募契約(UGSアセットマネジメント)を解除することはできないものとされています。

なお、 公開買付者は、 UGSアセットマネジメントとの間で本応募契約(UGSアセットマネジメント)以外に合意しておらず、 本公開買付けに応募することによって得られる金銭以外に、 公開買付者からUGSアセットマネジメントに供与される利益は存在しません。

本応募契約(キャピタルギャラリー)

公開買付者は、 2025年4月11日付で、 キャピタルギャラリーとの間で、 本公開買付けが開始された場合、 キャピタルギャラリーが所有する対象者株式1,408,700株(所有割合：7.64%)の全てについて本公開買付けへ応募することに合意しております。 但し、 公開買付期間において、 東京証券取引所プライム市場における対象者株式1株の市場株価が1,865円(本公開買付けの開始後に本公開買付価格が変更された場合は、 当該時点で有効な本公開買付価格の103.05%に相当する株価)を超えた場合には、 1,865円(本公開買付けの開始後に本公開買付価格が変更された場合は、 当該時点で有効な本公開買付価格の103.05%に相当する株価)を超える価格で東京証券取引所プライム市場において所有する対象者株式の全部又は一部を売却することができるものと合意しております(但し、 この場合であっても、 売却しなかったキャピタルギャラリーが所有する対象者株式については、 キャピタルギャラリーは引き続き本公開買付けに応募する義務を負うものとしております。)。 なお、 その他、 キャピタルギャラリーの本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項はありません。

本応募契約(キャピタルギャラリー)において、 キャピタルギャラリーによる応募の前提条件として、 本公開買付けが開始され、 かつ撤回されていないこと、 公開買付者において本応募契約(キャピタルギャラリー)に規定する義務への重大な違反がないこと、 本応募契約(キャピタルギャラリー)に定める公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であることを規定しております(但し、 本応募契約(キャピタルギャラリー)において、 キャピタルギャラリーは、 自らの裁量で、 これらの前提条件を放棄して、 上記の応募を履行することができることも規定されています。)。 その他、 本応募契約(キャピタルギャラリー)において、 以下の内容を合意しております。

- () 公開買付者による本公開買付けの開始の前提条件として、対象者の取締役会により、本公開買付けに賛同する旨の意見表明に係る決議がなされ、これが法令に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が撤回されていないこと、本公開買付け又はキャピタルギャラリーによる応募を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされていないこと、キャピタルギャラリーにつき本応募契約(キャピタルギャラリー)に規定する義務への重大な違反がないこと、本応募契約(キャピタルギャラリー)に定めるキャピタルギャラリーの表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること、対象者に関して、法第166条第2項に定める業務等に関する重要事実(但し、同条第4項に従い公表されているものを除く。)及び法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実(但し、本公開買付け及び同条第2項に従い公表されているものを除く。)がいずれも存在しないこと、本公開買付けの撤回事由が発生していないこと、公開買付者とUGSアセットマネジメント及びキャピタル・マネジメントそれぞれとの間で本公開買付けへの応募等に係る契約が締結され、有効に存続しており、その所有する対象者株式の全てが本公開買付けに応募されることが公開買付者において合理的に見込まれていることが定められています(但し、公開買付者は、自らの裁量で、これらの前提条件を放棄して、本公開買付けを開始することができることとされています。)
- () キャピタルギャラリーは、本応募契約(キャピタルギャラリー)において別途明示的に規定されている、公開買付期間において、東京証券取引所プライム市場における対象者株式1株の市場株価が1,865円(本公開買付けの開始後に本公開買付価格が変更された場合は、当該時点で有効な本公開買付価格の103.05%に相当する株価)を超えた場合を除き、キャピタルギャラリーが所有する対象者株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。)を行わないものとし、また、対象者株式又は対象者株式に係る権利の取得を行わないものとされています。
- () キャピタルギャラリーは、直接又は間接に、本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある契約その他の合意を行い、直接又は間接に、かかる合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘若しくは情報提供を、第三者と、又は、第三者に対して行ってはならないとされています。キャピタルギャラリーは、キャピタルギャラリーによる積極的な誘因によらずに第三者からキャピタルギャラリーに対して第三者情報提供等がなされたときは、キャピタルギャラリーが、当該第三者から第三者情報提供等を受領することは妨げられないこととされています。
- () キャピタルギャラリーは、第三者から第三者情報提供等を受けた場合には、公開買付者に対し、第三者情報提供等を受けた事実を直ちに通知することとされています。この場合において、キャピタルギャラリーは、法令等に反しない範囲において、当該第三者情報提供等に対する方針について公開買付者と誠実に協議するものとされています。
- () キャピタルギャラリーは、本応募契約(キャピタルギャラリー)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないこととされています。
- () キャピタルギャラリーは、本応募契約(キャピタルギャラリー)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、剰余金の配当その他の処分に関する議案、募集株式の発行又は自己株式の処分に関する議案、組織再編に関する議案、重要な財産の処分に関する議案、株主提案に係る議案、及び可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。
- () 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、キャピタルギャラリーは、対象者株式(本公開買付けにおいて売却されたもの)に限ります。)に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとし、かかる権利行使に公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置(もしあれば)を執るものとされています。

- () キャピタルギャラリー及び公開買付者は、本応募契約(キャピタルギャラリー)締結日以降、()自らの表明及び保証が虚偽若しくは不正確となるおそれがある事由を認識した場合、()自らの本契約上の義務違反を認識した場合、又は、()前提条件の全部若しくは一部が充足しないことが見込まれる事実を認識した場合には、法令等に反しない範囲において、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとされています。
- () キャピタルギャラリーの公開買付者に対する表明保証事項として、 設立及び存続の有効性並びに必要な権利能力及び行為能力を有していること、 キャピタルギャラリーによる本応募契約(キャピタルギャラリー)の適法かつ有効な締結及び履行、 強制執行可能性、 許認可等を適法かつ有効に取得又は履践していること、 キャピタルギャラリーによる本応募契約(キャピタルギャラリー)の締結及び履行が法令等、定款その他の社内規則、司法・行政機関等の判断等に違反しないこと、 キャピタルギャラリーに対する倒産手続等は開始されておらず、その原因事実も不存在であること、 キャピタルギャラリーは反社会的勢力ではないこと、 キャピタルギャラリーは、法第166条第1項柱書に規定される重要事実又は法第167条第1項柱書に規定される公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実(本公開買付けに関する事実を除く。)であって、かつ、未公表のものを認識していないこと、 キャピタルギャラリーは、対象者株式を単独で適法かつ有効に所有し、同株式に担保権その他一切の負担又は制約は設定されておらず、同株式の帰属に関連して訴訟等を受けていないことが定められています。
- () 公開買付者のキャピタルギャラリーに対する表明保証事項として、 設立及び存続の有効性並びに必要な権利能力及び行為能力を有していること、 公開買付者による本応募契約(キャピタルギャラリー)の適法かつ有効な締結及び履行、 強制執行可能性、 許認可等を適法かつ有効に取得又は履践していること、 公開買付者による本応募契約(キャピタルギャラリー)の締結及び履行が法令等、定款その他の社内規則、司法・行政機関等の判断等に違反しないこと、 公開買付者に対する倒産手続等は開始されておらず、その原因事実も不存在であること、 公開買付者は反社会的勢力ではないことが定められています。
- () キャピタルギャラリーにおいて本応募契約(キャピタルギャラリー)に基づく義務の重大な違反があった場合、 キャピタルギャラリーにおいて表明保証の重大な違反があった場合又は 公開買付者が、法令に従い本公開買付けを撤回した場合のいずれかに該当する事由が生じた場合には、公開買付者は、キャピタルギャラリーに対する書面による通知により、本契約を直ちに解除することができるものとされています。また、 公開買付者において本応募契約(キャピタルギャラリー)に基づく義務の重大な違反があった場合、 公開買付者において表明保証の重大な違反があった場合又は 公開買付者が、法令に従い本公開買付けを撤回した場合又は本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合のいずれかに該当する事由が生じた場合には、キャピタルギャラリーは、公開買付者に対する書面による通知により、本契約を直ちに解除することができるものとされています。なお、上記規定にかかわらず、公開買付期間の満了日の翌日以降は、いずれの当事者も本応募契約(キャピタルギャラリー)を解除することはできないものとされています。

なお、公開買付者は、キャピタルギャラリーとの間で本応募契約(キャピタルギャラリー)以外に合意をしておらず、本公開買付けに応募することによって得られる金銭以外に、公開買付者からキャピタルギャラリーに供与される利益は存在しません。

本応募契約(キャピタル・マネジメント)

公開買付者は、2025年4月11日付で、キャピタル・マネジメントとの間で、本公開買付けが開始された場合、キャピタル・マネジメントが所有する対象者株式962,200株(所有割合：5.22%)の全てについて本公開買付けへ応募することに合意しております。但し、公開買付期間において、東京証券取引所プライム市場における対象者株式1株の市場株価が1,865円(本公開買付けの開始後に本公開買付価格が変更された場合は、当該時点で有効な本公開買付価格の103.05%に相当する株価)を超えた場合には、1,865円(本公開買付けの開始後に本公開買付価格が変更された場合は、当該時点で有効な本公開買付価格の103.05%に相当する株価)を超える価格で東京証券取引所プライム市場において所有する対象者株式の全部又は一部を売却することができるものと合意しております(但し、この場合であっても、売却しなかったキャピタル・マネジメントが所有する対象者株式については、キャピタル・マネジメントは引き続き本公開買付けに応募する義務を負うものとしております。)。なお、その他、キャピタル・マネジメントの本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項はありません。

本応募契約(キャピタル・マネジメント)において、キャピタル・マネジメントによる応募の前提条件として、本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、公開買付者において本応募契約(キャピタル・マネジメント)に規定する義務への重大な違反がないこと、本応募契約(キャピタル・マネジメント)に定める公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であることを規定しております(但し、本応募契約(キャピタル・マネジメント)において、キャピタル・マネジメントは、自らの裁量で、これらの前提条件を放棄して、上記の応募を履行することができることも規定されています。)。その他、本応募契約(キャピタル・マネジメント)において、以下の内容を合意しております。

- () 公開買付者による本公開買付けの開始の前提条件として、対象者の取締役会により、本公開買付けに賛同する旨の意見表明に係る決議がなされ、これが法令に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が撤回されていないこと、本公開買付け又はキャピタル・マネジメントによる応募を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされていないこと、キャピタル・マネジメントにつき本応募契約(キャピタル・マネジメント)に規定する義務への重大な違反がないこと、本応募契約(キャピタル・マネジメント)に定めるキャピタル・マネジメントの表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること、対象者に関して、法第166条第2項に定める業務等に関する重要事実(但し、同条第4項に従い公表されているものを除く。)及び法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実(但し、本公開買付け及び同条第2項に従い公表されているものを除く。)がいずれも存在しないこと、本公開買付けの撤回事由が発生していないこと、公開買付者とUGSアセットマネジメント及びキャピタルギャラリーそれぞれとの間で本公開買付けへの応募等に係る契約が締結され、有効に存続しており、その所有する対象者株式の全てが本公開買付けに応募されることが公開買付者において合理的に見込まれていることが定められています(但し、公開買付者は、自らの裁量で、これらの前提条件を放棄して、本公開買付けを開始することができるものとされています。)
- () キャピタル・マネジメントは、本応募契約(キャピタル・マネジメント)において別途明示的に規定されている、公開買付期間において、東京証券取引所プライム市場における対象者株式1株の市場株価が1,865円(本公開買付けの開始後に本公開買付価格が変更された場合は、当該時点で有効な本公開買付価格の103.05%に相当する株価)を超えた場合を除き、キャピタル・マネジメントが所有する対象者株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分(公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。)を行わないものとし、また、対象者株式又は対象者株式に係る権利の取得を行わないものとされています。
- () キャピタル・マネジメントは、直接又は間接に、本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある契約その他の合意を行い、直接又は間接に、かかる合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘若しくは情報提供を、第三者と、又は、第三者に対して行ってはならないとされています。キャピタル・マネジメントは、キャピタル・マネジメントによる積極的な誘因によらずに第三者からキャピタル・マネジメントに対して第三者情報提供等がなされたときは、キャピタル・マネジメントが、当該第三者から第三者情報提供等を受領することは妨げられないこととされています。
- () キャピタル・マネジメントは、第三者から第三者情報提供等を受けた場合には、公開買付者に対し、第三者情報提供等を受けた事実を直ちに通知することとされています。この場合において、キャピタル・マネジメントは、法令等に反しない範囲において、当該第三者情報提供等に対する方針について公開買付者と誠実に協議するものとされています。
- () キャピタル・マネジメントは、本応募契約(キャピタル・マネジメント)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないこととされています。
- () キャピタル・マネジメントは、本応募契約(キャピタル・マネジメント)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、剰余金の配当その他の処分に関する議案、募集株式の発行又は自己株式の処分に関する議案、組織再編に関する議案、重要な財産の処分に関する議案、株主提案に係る議案、及び可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。

- () 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、キャピタル・マネジメントは、対象者株式(本公開買付けにおいて売却されたもの)に限ります。)に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとし、かかる権利行使に公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置(もしあれば)を執るものとされています。
- () キャピタル・マネジメント及び公開買付者は、本応募契約(キャピタル・マネジメント)締結日以降、()自らの表明及び保証が虚偽若しくは不正確となるおそれがある事由を認識した場合、()自らの本契約上の義務違反を認識した場合、又は、()前提条件の全部若しくは一部が充足しないことが見込まれる事実を認識した場合には、法令等に反しない範囲において、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとされています。
- () キャピタル・マネジメントの公開買付者に対する表明保証事項として、設立及び存続の有効性並びに必要な権能力及び行為能力を有していること、キャピタル・マネジメントによる本応募契約(キャピタル・マネジメント)の適法かつ有効な締結及び履行、強制執行可能性、許認可等を適法かつ有効に取得又は履践していること、キャピタル・マネジメントによる本応募契約(キャピタル・マネジメント)の締結及び履行が法令等、定款その他の社内規則、司法・行政機関等の判断等に違反しないこと、キャピタル・マネジメントに対する倒産手続等は開始されておらず、その原因事実も不存在であること、キャピタル・マネジメントは反社会的勢力ではないこと、キャピタル・マネジメントは、法第166条第1項柱書に規定される重要事実又は法第167条第1項柱書に規定される公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実(本公開買付けに関する事実を除く。)であって、かつ、未公表のものを認識していないこと、キャピタル・マネジメントは、対象者株式を単独で適法かつ有効に所有し、同株式に担保権その他一切の負担又は制約は設定されておらず、同株式の帰属に関連して訴訟等を受けていないことが定められています。
- () 公開買付者のキャピタル・マネジメントに対する表明保証事項として、設立及び存続の有効性並びに必要な権能力及び行為能力を有していること、公開買付者による本応募契約(キャピタル・マネジメント)の適法かつ有効な締結及び履行、強制執行可能性、許認可等を適法かつ有効に取得又は履践していること、公開買付者による本応募契約(キャピタル・マネジメント)の締結及び履行が法令等、定款その他の社内規則、司法・行政機関等の判断等に違反しないこと、公開買付者に対する倒産手続等は開始されておらず、その原因事実も不存在であること、公開買付者は反社会的勢力ではないことが定められています。
- () キャピタル・マネジメントにおいて本応募契約(キャピタル・マネジメント)に基づく義務の重大な違反があった場合、キャピタル・マネジメントにおいて表明保証の重大な違反があった場合又は公開買付者が、法令に従い本公開買付けを撤回した場合のいずれかに該当する事由が生じた場合には、公開買付者は、キャピタル・マネジメントに対する書面による通知により、本契約を直ちに解除することができるものとされています。また、公開買付者において本応募契約(キャピタル・マネジメント)に基づく義務の重大な違反があった場合、公開買付者において表明保証の重大な違反があった場合又は公開買付者が、法令に従い本公開買付けを撤回した場合又は本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合のいずれかに該当する事由が生じた場合には、キャピタル・マネジメントは、公開買付者に対する書面による通知により、本契約を直ちに解除することができるものとされています。なお、上記規定にかかわらず、公開買付期間の満了日の翌日以降は、いずれの当事者も本応募契約(キャピタル・マネジメント)を解除することはできないものとされています。

なお、公開買付者は、キャピタル・マネジメントとの間で本応募契約(キャピタル・マネジメント)以外に合意をしておらず、本公開買付けに応募することによって得られる金銭以外に、公開買付者からキャピタル・マネジメントに供与される利益は存在しません。

住友大阪セメント応募株式の応募に関する合意

麻生は、対象者を通じて住友大阪セメントに対して、住友大阪セメント応募株式について本公開買付けに応募する旨を要請し、2025年3月28日、住友大阪セメントから当該要請を受諾する旨の回答を得ております。なお、住友大阪セメント応募株式の具体的な株式数についての考え方は下記のとおりです。

- () 基準応募株式数が本公開買付けにおける買付予定数の下限である6,143,192株(所有割合:33.33%)未満の場合、住友大阪セメント応募株式の数は、6,143,192株から基準応募株式数を控除した株式数とします。
- () 基準応募株式数が6,143,192株(所有割合:33.33%)以上の場合、住友大阪セメント応募株式の数は、ゼロとします。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

本書提出日現在において対象者は公開買付者らの子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、本公開買付価格の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除の観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定過程における公正性及び適正性についての専門的助言を得るため、対象者、公開買付者、住友大阪セメント及び本応募合意株主のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、2025年1月中旬に第一法律事務所を選任し、同事務所から、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について法的助言を受けているとのことです。

なお、第一法律事務所は、対象者、公開買付者、住友大阪セメント及び本応募合意株主のいずれの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、第一法律事務所に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員である取締役を含む。)による承認

対象者は、上記「対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の第一法律事務所からの法的助言等を踏まえ、本公開買付けについて、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。その結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年4月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。上記の取締役会決議は、取締役8名(監査等委員である取締役を含みます。)全員が出席し、出席した取締役全員の一致により決議されているとのことです。

(5) 本公開買付け成立後の株券等の追加取得の予定

公開買付者は、本公開買付けにより、対象者の筆頭株主かつ大株主となることを主たる目的としております。なお、本公開買付けの結果、買付予定数の下限である6,143,192株(所有割合33.33%)を取得することとなった場合には、現時点で、対象者株式の追加取得を行う予定はありません。

(6) 上場廃止となる見込みの有無及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されております。本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、買付予定数の上限を設定の上、本公開買付けを実施し、本公開買付けの成立により公開買付者が所有することとなる対象者株式の数は最大でも6,531,334株(所有割合にして35.44%)にとどまる予定です。したがって、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の上場は、本公開買付けの成立後も引き続き維持される見込みです。また、本公開買付けの結果、万が一、対象者株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、公開買付者らは、上場廃止までの猶予期間として定められている1年以内に、立会外分売や売出し等の対象者株式の上場を維持するための対策について対象者と誠実に協議し、対象者の協力の下、対象者との間で合意した方策を実行する所存です。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年4月14日(月曜日)から2025年5月14日(水曜日)まで(20営業日)
公告日	2025年4月14日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、2025年5月28日(水曜日)まで(30営業日)となります。

【期間延長の確認連絡先】

連絡先 ASNFホールディングス合同会社
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
092-832-2011
福岡県飯塚市芳雄町7番18号
株式会社麻生 執行役員経理財務本部長 浦川 浩一
確認受付時間 平日10時から17時まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金1,810円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、対象者が公表している財務情報等の資料を踏まえ、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付け実施についての公表日(2025年4月11日)の前営業日である2025年4月10日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値(1,687円)並びに過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値(小数点以下を四捨五入。)(1,695円、1,690円及び1,645円)の推移を参考にいたしました。さらに、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び対象者の株主の皆様にとっての合理的な売却機会となり得るかを総合的に勘案し、かつ本応募合意株主との協議・交渉の結果及び対象者を通じた住友大阪セメントとのやり取りを経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。</p> <p>本公開買付価格1,810円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2025年4月10日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値1,687円に対して7.29%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,695円に対して6.78%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,690円に対して7.10%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,645円に対して10.03%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格1,810円は、本書提出日の前営業日である2025年4月11日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値1,667円に対して8.58%のプレミアムを加えた価格となります。</p>
算定の経緯	<p>上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの背景等」をご参照ください。</p>

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	6,531,334(株)	6,143,192(株)	6,531,334(株)
合計	6,531,334(株)	6,143,192(株)	6,531,334(株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,143,192株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(6,531,334株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	65,313
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年4月14日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年4月14日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2024年9月30日現在)(個)(j)	187,650
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	35.44
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100)$ (%)	35.44

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(6,531,334株)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2024年11月11日に提出した第127期半期報告書に記載された総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者から2025年4月8日に報告を受けた2025年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(19,594,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(1,164,425株)を控除した株式数(18,429,575株)に係る議決権の数(184,295個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により、事前届出が受理された日から原則として30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは本株式取得を行うことができません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令しようとするときは、公正取引委員会は、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない(同法第49条)、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされております(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされております(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年3月19日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日受理されております。また、公開買付者は、公正取引委員会から2025年4月9日付で「排除措置命令を行わない旨の通知書」を受領したため、2025年4月9日をもって措置期間が終了しております。また、2025年4月9日付で取得禁止期間を30日間から21日間に短縮する旨の「禁止期間の短縮の通知書」を公正取引委員会より受領したため、2025年4月9日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 2025年4月9日(排除措置命令を行わない旨の通知及び取得禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第468号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)
公経企第469号(禁止期間の短縮の通知書の番号)

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載する等の方法により、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きださい。)

オンライントレード(<https://trade.smbcnikko.co.jp/>)(以下「日興イーजीトレード」といいます。)による応募株主等は、日興イーजीトレードログイン後、画面より「日興イーजीトレード 公開買付け取引規程」を確認のうえ所要事項を入力し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください。なお、日興イーजीトレードによる応募の受付には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)における日興イーजीトレードのご利用申込みが必要です。

応募に際しては、応募株主口座に応募株券等が記録されている必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります(注1)。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知(注2)を行っていただく必要があります。

外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注2)をご提出いただく必要があります。なお、日興イーजीトレードにおいては、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注3)の適用対象となります。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。)については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 口座開設に際し、個人株主は原則としてご印鑑が不要です。未成年、成年後見人制度をご利用の個人株主や、法人株主等が口座を開設される場合はご印鑑が必要です。また、既に開設されている応募株主口座のご登録内容の変更をされる場合等には、ご印鑑が必要となる場合があります。

(注2) 本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知について
公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないもの(通知カードは除く。)は6ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

A. 番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面)(1)	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)(2)	
B. 本人確認書類 (写真あり1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証(運転経歴証明書)(3)
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート(4)
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険証(2025年12月2日以降使用できません)(3)
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の写し(2)

<法人>

A. 本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B. 番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報(5)
C. 口座開設取引担当者(代表者等)個人 の本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証(3)
	個人番号カード(表)
	各種健康保険証(2025年12月2日以降使用できません)(3)
	パスポート(6)

- (1) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
- (2) 発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
- (3) 裏面に住所が記載されている場合は、裏面まで必要となります。
- (4) 住所、氏名、生年月日の確認ができる各ページが必要となります。なお、2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、ご利用できません。
- (5) 法人番号情報は、国税庁HPの「法人番号公表サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。
- (6) 2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、別途、現住所が記載されている「本人確認書類1点」又は「納税証明書等の補完書類1点」の写しをご提出いただく必要があります。

<外国人株主等>

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

- (注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付する等の方法によりお手続きください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。

なお、日興イーリートレードにおいて応募された契約の解除は、日興イーリートレードログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

(その他の S M B C 日興証券株式会社国内各営業店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	11,821,714,540
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	50,000,000
その他(円)(c)	2,500,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	11,874,214,540

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(6,531,334株)に、本公開買付価格(1,810円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
-	-
計(a)	-

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	-	-	-	-
	-	-	-	-
計				-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
医療関連事業、不動産事業	株式会社麻生 (福岡県飯塚市芳雄町 7番18号)	公開買付けに要する資 金の借入れ(注) 貸付契約に基づく借入 れ 弁済期：2050年5月31 日 金利：2.50% 担保：なし	13,000,000
計(c)			13,000,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、その完全親会社である麻生から、130億円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を2025年4月9日付で取得しております。なお、当該融資実行の前提条件はありません。

(注2) 公開買付者の完全親会社である麻生は、上記融資の資金の一部については、金融機関からの借入れにより調達した資金を用いる予定です。麻生は、当該借入れについて、株式会社三井住友銀行が麻生に対して80億円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年4月10日付で、株式会社福岡銀行が麻生に対して40億円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年4月9日付で、それぞれ取得しております。

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

13,000,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

2025年5月21日(水曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、2025年6月4日(水曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーリートレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の申込みをされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,143,192株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(6,531,334株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	事項
2023年9月	商号をASN Fホールディングス合同会社とし、本店所在地を東京都千代田区丸の内三丁目2番3号、資本金を30万円とする合同会社として設立。

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

次の事業を営むことを目的としております。

1. 他の会社の株式又は持分の取得及び保有
2. 前号に附帯関連する一切の事業

事業の内容

公開買付者は、株券等を取得及び所有すること等を主たる事業としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年4月14日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
300,000	-

【大株主】

2025年4月14日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社麻生	福岡県飯塚市芳雄町7番18号	-	-
計	-	-	-

(注) 公開買付者は合同会社であり、麻生の出資額は金300,000円です。また、公開買付者の業務執行社員は麻生です。

【役員の職歴及び所有株式の数】

2025年4月14日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
職務執行者	-	麻生 巖	1974年7月17日	1997年4月 株式会社日本長期信用銀行(現・株式会社新生銀行)入行 2000年6月 麻生セメント株式会社(現・株式会社麻生)監査役 2001年6月 同社取締役 同年8月 麻生セメント株式会社取締役 2005年12月 株式会社ダウンゴ社外取締役 2006年6月 株式会社麻生代表取締役専務取締役 2008年10月 同社代表取締役副社長 2010年6月 同社代表取締役社長(現任) 2014年6月 日特建設株式会社社外取締役 2016年1月 麻生セメント株式会社代表取締役社長 2017年6月 都築電気株式会社社外取締役 2018年10月 日特建設株式会社取締役(現任) 2020年8月 合同会社ASTSホールディングス(現・合同会社麻生東水ホールディングス)職務執行者(現任) 2021年6月 東都水産株式会社社外取締役 2022年8月 大豊建設株式会社取締役(現任) 2023年9月 ASN Fホールディングス合同会社 職務執行者(現任) 2024年1月 麻生セメント株式会社取締役(現任) 2024年6月 住石ホールディングス株式会社取締役(現任)	-
計					-

(2) 【経理の状況】

公開買付者の第1期事業年度(2023年9月28日から2024年3月31日まで)の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、公開買付者の第1期事業年度(2023年9月28日から2024年3月31日まで)の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【貸借対照表】

(2024年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	104,133	【流動負債】	35,000
現金預金	104,133	未払法人税等	35,000
		負債の部合計	35,000
		純資産の部	
		【社員資本】	69,133
		資本金	300,000
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		その他資本剰余金	0
		利益剰余金	230,867
		その他利益剰余金	230,867
		繰越利益剰余金	230,867
		純資産の部合計	69,133
資産の部の合計	104,133	負債の部及び 純資産の部の合計	104,133

【損益計算書】

(自 2023年9月28日 至 2024年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額
売上高	0
売上原価	0
売上総利益	0
販売費及び一般管理費	195,867
営業損失()	195,867
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失()	195,867
税引前当期純損失()	195,867
法人税、住民税及び事業税	35,000
当期純損失()	230,867

【社員資本等変動計算書】

(自 2023年9月28日 至 2024年3月31日)

(単位：円)

	社員資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
前期末残高	0	0	0	0
当期変動額				
社員出資金増加	300,000			0
当期純利益				0
当期変動額合計	300,000	0	0	0
当期末残高	300,000	0	0	0

	利益剰余金			社員資本合計	純資産合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
	前期末残高	0	0		
当期変動額					
社員出資金増加		0	300,000	300,000	
当期純利益	230,867	230,867	230,867	230,867	
当期変動額合計	230,867	230,867	69,133	69,133	
当期末残高	230,867	230,867	69,133	69,133	

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年4月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であり、対象者の株主の皆様が本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることに十分な合理性が認められるため、本公開買付け価格の妥当性については対象者としての意見を留保し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者取締役会決議の詳細は、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員である取締役を含む。)による承認」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 プライム市場						
	月別	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
最高株価(円)	1,750	1,687	1,635	1,706	1,737	1,750	1,750
最低株価(円)	1,625	1,520	1,519	1,595	1,661	1,685	1,533

(注) 2025年4月については、4月11日までの株価です。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満 株式の 状況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 (単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	年 月 日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	年 月 日現在
				発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第125期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月23日 近畿財務局長に提出
 事業年度 第126期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月26日 近畿財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第127期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月11日 近畿財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ヨータイ

(大阪府貝塚市二色中町8番1)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

該当事項はありません。